

※レトルト食品製造技術主任技術者の資格等に関する取り扱いについて（詳細）

1. レトルト食品製造技術主任技術者（以下、旧資格）の取り扱い等について

- ・旧資格の認定を受けている方は、「レトルト食品密封管理主任技術者（以下、新資格）」へ変更することはできません。
- ・レトルト食品製造技術主任技術者講習会（以下、旧講習会）に合格し、これから資格を申請される方は、旧資格として資格認定されます。
- ・旧資格から新資格へ変更するための講習会の実施予定はありません。

2. レトルト食品製造技術主任技術者講習会（以下、旧講習会）の不合格者の取り扱いについて

- ・旧講習会の学科試験が不合格（50～79点）で、学科試験を再受験される場合は旧講習会の学科試験を受験していただきます。（受験料 3,300 円（税込））なお、学科試験に合格された場合、旧資格での取り扱いとなります。
- ・旧講習会の学科試験が不合格（50点未満）で、講習会を再受講される場合はレトルト食品密封管理主任技術者講習会（以下、新講習会）を受講していただきます。（受講料 会員：82,500 円、非会員：165,000 円（税込））

3. 旧講習会から新講習会のカリキュラム変更点

- ・“レトルト食品の歴史と市場動向”の講義を廃止しました。
- ・“レトルト食品用資材概論”の講義について、レトルト食品に関する法規制、容器包装の法的要件についての解説を講義内容に追加しました。
- ・“密封管理”の講義について、密封性評価のための検査方法、検査基準（法規制の改正への対応）についての解説を講義内容に追加しました。
- ・“レトルト食品の品質”の講義について、包装材料の違いによる保存中の品質劣化や品質変化、レトルト食品に適した内容物に関する内容を追加しました。